

水と反応する物品の水溶性についての判断

【照会】

水と混合すると加水分解して溶解し、さらに放置すると、縮合しゲル化して沈殿する物品は、令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当するか。

【回答】

設問のような、水と反応する物品は水溶性液体に該当しない。

(平成元年12月21日 消防危第114号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)